

仕 様 書

1 委託件名

令和8年度観光案内用デジタルサイネージ端末の保管・配送業務委託（複数単価契約）

2 目的

東京都及び公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が制作した観光案内用デジタルサイネージ端末（以下「サイネージ」という。）を東京都が指定する広域的な観光案内拠点及び東京観光案内窓口（以下「観光案内窓口」という。）に設置・配備するにあたり、梱包済みの新品・クリーニング品を適切に保管し、指定日時・場所へ配送することで、円滑な設置・配備を実現する。また、観光案内窓口等より撤去・回収したサイネージを制作会社から受け取り、適切に保管する。全てのサイネージを回収後、東京都が委託する産業廃棄物処理事業者へ円滑に引き渡しを行う。

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年1月31日

4 実施期間

初期在庫の入庫	: 令和8年4月1日
サイネージの保管	: 令和8年4月1日から令和9年1月31日
通常配送及び回収	: 令和8年4月1日から令和8年6月30日
全サイネージの回収	: 令和8年7月1日から令和8年10月31日
全回収後のデータ消去	: 令和8年11月1日から令和8年11月30日の内数日程度
東京都等への引き渡し	: 令和8年12月1日から令和9年1月31日

5 履行場所

財団の指定する場所（別紙1「配送・回収先一覧」参照）

6 委託内容

(1) 入庫

ア. 前受託者が発送する別紙2「対象品目及び配送・回収について」に記載する品目を、受け取り入庫すること。

イ. 入庫は契約開始日に一括して行うこと。

ウ. 入庫予定数は別紙2のとおりとする。

(2) 保管

ア. 入庫時の梱包状態及び回収したサイネージの状態を保ったまま、契約期間内保管すること。

- イ. 別紙2の品目のとおり、配送・保管しやすいように新品・クリーニング済み、撤去品と状態に応じて保管すること。(5)で実施する全サイネージデータ消去後は、品目別にまとめて保管すること。
- ウ. 倉庫の実際の使用状況に応じ、毎月末に倉庫の面積を在庫数に合わせて変更すること。
毎月の完了後、後述「12支払方法」に基づき、使用した坪数に応じた金額を請求すること。

(3) 配送

- ア. 財団から指示された品目・数量を、保管場所から指定された配送先へ、指定された時刻に配送し、現地で待機している設置工事業者へ引き渡すこと。
- イ. 配送内容は配送の前日まで(土日祝日除く)に財団より通知を行う。
- ウ. 財団からの配送依頼書に基づいた特定の在庫をピックアップし出庫を行うこと。
- エ. 輸送車から荷下ろしするところまでを配送業務の範囲とする。
- オ. 制作会社へ引き渡し完了時、受領書に受領者の署名を得ること。
- カ. 制作会社へ引き渡し完了後、梱包材は持ち帰り適切に処分すること。
- キ. 配送運賃は、別紙2に記載する品目、配送エリア、配送時間帯ごとに設定すること。ただし、財団から別紙1に記載の島嶼部の窓口や指定配送先以外の場所、記載以外の配送時間帯での配送指示があった場合は、別途費用精算とする。

(4) 回収

回収とは、貸与窓口から撤去及び制作会社から受け取ったサイネージを倉庫へ配送し、適切に管理することを言う。

・サイネージ撤去時の配送に係る費用は、契約時に取り交わす単価表の金額に準ずることとする。ただし、財団から別紙1に記載の島嶼部の窓口や指定配送先以外の場所、別紙2に記載以外の配送時間帯での配送指示があった場合は、別途費用精算とする。

- ア. 通常回収(期間:令和8年4月1日から令和8年6月30日)
観光案内窓口の指定解除や窓口の要望による撤去に伴い、サイネージの撤去が生じた場合は、観光案内窓口や制作会社から倉庫までの配送及び入庫を行うこと。
- イ. 全サイネージ回収(期間:令和8年7月1日から令和8年10月31日)
令和8年7月よりサービス変更に伴う撤去を進めるため、令和8年6月末時点で観光案内窓口及び制作会社の倉庫にあるサイネージを全て回収し、入庫を行うこと。回収後の総数が別紙2の制作総数と一致することを確認の上作業を行うこと。
(回収スケジュールは、財団より5月に通知する)
- ウ. 回収にあたり、制作会社が撤去作業を行う日時を事前に提供するので、その日程で回収が行えるように車両手配等の調整を行うこと。

(5) データ消去に伴う作業場所の提供

回収した全サイネージを別途東京都等へ引き渡す前に、財団が指定するデータ消去事業者がサイネージのデータを消去する。データ消去事業者が作業できる部屋や電

源等の設備を確保し、数日間提供すること。なお、部屋には長テーブル4本・椅子2脚程度用意し、記憶媒体については、期間中施錠できる場所に保管すること。

(6) 在庫管理

ア. 管理台帳を品目ごとに作成し、正確な在庫管理を行うとともに、制作会社と連携し、毎月末日の在庫状況及び入出庫状況を翌月5日までに財団に書面又はデータにより報告すること。また、不定期に行う財団からの在庫状況照会及び保管状況確認にも対応すること。

イ. 四半期に一度、在庫の棚卸を行い、品目・数・シリアル番号の確認を行い、財団に報告すること。

ウ. 再入庫した筐体を財団の指示なく再出庫することのないよう、新品・クリーニング品在庫と区別して在庫管理を行うこと。ただし、財団の指示により、再入庫筐体を出庫する場合はこの限りではない。

(7) その他

データ消去作業終了後、サイネージを保管している同一倉庫内において、東京都の指定する産業廃棄物事業者へ全サイネージの引き渡しを行うこと。

全サイネージの回収と東京都の指定する産業廃棄物事業者への引き渡しが円滑に進み、3に定める契約期間の期限より早く終了した場合、財団担当者による確認検査と支払を以て、契約期間の終了を待たずに事業を終了することがある。

7 各作業に関する留意事項

- (1) 保管は衛生的な屋内において行うものとし、盗難の発生や動植物の侵入を防止すること。
- (2) 本業務の対象品目は精密機器であるから、故障及び劣化等が起こらぬよう、高温多湿を避けた精密機器の保管に適した環境で保管し、大きな衝撃や振動等を加えぬよう取り扱いには十分に配慮すること。
- (3) 入出庫時、スムーズに作業を進めるため、作業に必要な十分な場所、設備及び人材を確保すること。
- (4) 配送時、周囲の安全及び交通に配慮して荷卸し等の作業を行うこと。
- (5) 倉庫業法に基づく営業倉庫での保管を行うこと。

8 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

9 秘密の保持

受託者は、8.により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

8.により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課

し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

1 0 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

1 1 個人情報の保護等

(1) 「東京観光財団個人情報取扱事務要領」(※1)を踏まえ「個人情報に関する特記仕様」(※2)に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行にあたり8.により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

※1 https://www.tevb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

※2 https://www.tevb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。

① 6(3)及び(4)で財団より提供する制作会社の担当者の情報(氏名・所属・連絡先・メールアドレス)

(2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」(※3)及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(※4)に定められた事項を遵守すること。

※3 https://www.tevb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

※4 https://www.tevb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260130.docx

また、8.により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者(あるいは今後取得予定である事業者)であることが望ましい。

① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運用するISMS適合性評価制度におけるISO/IEC27001と同程度の認証

② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の認定するプライバシーマークと同程度の認証

(3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

① 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど

② 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報(IPアドレスやcookieなど)も①と同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

1 2 支払方法

受託者への支払は、毎月の実績確認、利用明細などを含む報告の確認後、受託者から

の請求に基づいて支払う。

1.3 契約終了

本件は複数単価契約である。契約期間内において、発注数量の総額が見積額に達したときは、期間の満了を待たずにその時点で契約は打ち切りとする。また、見積額に達しない場合であっても、期間の満了をもってこの契約は終了する。

1.4 その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては財団と協議のもと進めること。
- (4) 本委託契約は、令和8年度東京都予算が東京都議会において委託契約締結前に可決・成立し、令和8年度の財団収支予算が令和8年3月31日までに財団評議員会で承認された場合において、令和8年4月1日に確定するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団

総務部デジタルズインフォメーション課

電話：03-5579-2675

e-mail：center2@tcvb.or.jp